令和４年度地域プランナーの公募について

１　目　的

　　北海道６次産業化サポートセンターの業務として、６次産業化等に取り組む農業者等の経営改善戦略の策定と実行を支援するため、専門的立場から指導・助言等を行う地域プランナーを以下のとおり募集します。

２　公募期間　　　　令和４年７月４日(月)から７月１４日(木)

３　募集人員　　　　若干名

４　公募要領等

　①　地域プランナー選定要領

　②　別紙２　地域プランナー応募申請書

　③　別紙３　情報公開に関する同意書

　④　別紙４　秘密保持に関する誓約書

　⑤　承認書　※企業所属等の方が申請する場合、提出すること。

５　応募方法

　　以下の書類について、公募期間中に郵送により提出ください。

　①　別紙２　地域プランナー応募申請書　１部

　②　別紙３　情報公開に関する同意書　１部

　③　別紙４　秘密保持に関する誓約書　１部

　④　承認書(該当する場合のみ提出)　１部

　⑤　公的資格を証明する資料の写し　１部

　⑥　その他業務経歴等に関する資料(必要に応じて)　１部

６　選考の方法

　　以下の手順にて、応募者に対する審査を行い地域プランナーに選定します。

1. 北海道６次産業化サポートセンター統括企画推進員等による書面審査及び面接
2. 公益財団法人北海道農業公社理事長が委嘱した委員により構成される「地域支援検証委員会」による審査
3. 審査結果は、地域支援検証委員会終了後、速やかに応募者に通知します。

７　応募書類の提出先・問い合わせ先

　　(提出先)　〒060-0005　札幌市中央区北５条西６丁目１番地23　北海道通信ビル５階

　　　　　　　公益財団法人北海道農業公社　農業経営相談室　在原　行

　　　　　　　※封筒表面に「地域プランナー応募書類在中」と記載願います。

　　(問い合わせ先)　　℡　011-522-5671　担当　在原

地域プランナー選定要領

（目　的）

第１条　公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、北海道６次産業化サポート事業委託業務の実施に当たり、北海道６次産業化サポート事業委託業務に係る委託契約書及び北海道６次産業化サポート事業委託業務処理要領に基づき、支援対象者に専門的な立場から適切な支援・助言等を行う専門家「地域プランナー（以下「プランナー」という。）」を選定する。

（業務形態）

第２条　北海道６次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、地域支援検証委員会(以下、「地域委員会」という。)の決定を受けて、支援対象者にプランナーを派遣する。

（業務内容）

第３条　プランナーは、サポートセンターの依頼を受け、企画推進員が作成した経営改善戦略支援計画に基づき、支援対象者（６次産業化等に取り組む農業者等）の経営改善戦略の作成と実行を支援する。

（謝金等）

第４条　プランナーの謝金は別表のとおりとし、プランナーの旅費は公社旅費規程に準じて支給する。

　　２　公共交通機関では予定時刻に間に合わないなどの理由で、自家用車を利用する場合は、公社が事前に承認したときは、１ｋｍ当たり37円を燃料代として支給する。

３　企画推進員の指示を受けずに支援先を訪問した場合、当該旅費は支給しないものとする。

（応募資格）

第５条　プランナーの応募資格は、別紙１「地域プランナー選定基準」の要件を満たす者とする。

（応募方法）

第６条　プランナーは、サポートセンターによる公募により選定することとし、プランナーに応募しようとする者は、以下に示す応募書類をサポートセンターへ提出する。

（１）別紙２「地域プランナー応募申請書」

（２）別紙３「情報公開に関する同意書」

（３）別紙４「秘密保持に関する誓約書」

（選定方法）

第７条　プランナーの選定は、以下のとおり行うものとする。

　　(１)公募により申請のあった場合は、総括企画推進員等による事前審査を経て、地域委員会で審査を行い選定する。

(２)前年度にプランナーとして登録実績のある者が、引き続きプランナーを希望する場合は、総括企画推進員等が推薦し、地域委員会で審査を行い選定する。

２　選定結果については、地域委員会終了後、応募者に対し速やかに通知する。

（登録期限）

第８条　プランナーの登録期限は、令和５年３月２０日までとする。

　　２　事業年度の途中で公社が本事業を廃止するときは、廃止の日までとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるものの他、必要と認められる事項は公社理事長が別に定める。

附　則

　この要領は、令和４年５月２４日から施行する。

（別　表）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 謝　　金 |
| 北海道６次産業化地域プランナー |
|  | １回の指導・助言が４時間以上の場合 | 30,000円／回 |
| １回の指導・助言が４時間未満の場合 | 15,000円／回 |

（別紙１）

地域プランナー選定基準

第１　目的

　この基準は、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第２９２１号農林水産省食料産業局長通知）」別記２の別表１の２の（３）の規定に基づく６次産業化等に取り組む農林漁業者等の経営改善（付加価値額の向上を含む。）の取組へのサポート活動を行うため、北海道６次産業化サポートセンターが「地域プランナー」を派遣するにあたって、そのプランナーの選定及び登録基準を定める。

第２　要件

　地域プランナーの選定及び登録を行う場合は、次の（１）から（３）の要件について全て満たしている者とする。

（１）知識要件

次のいずれかに該当している者。

　ア　バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断を行えること。

　イ　次のいずれか又は複数の分野において、高度な専門的知見を有していること。

　1.　農林水産物の生産技術　（例）栽培方法、収穫方法、栽培品種等

　　2.　農林水産物の加工技術　（例）製造方法、包装方法、設備導入等

　　3.　新商品企画の情報収集・分析（マーケティング）（例）市場・競合分析、ﾀｰｹﾞｯﾄ設定等

 4. 新商品企画 （例）商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案

5.　新商品の商品設計　（例）原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等

6.　新商品の販路開拓　（例）販売先、商品の提案方法等

7.　広告・宣伝　（例）ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等

8.　ブランディング　（例）付加価値を高める工夫等

9.　品質管理　（例）商品設計における品質管理等

10. 生産管理　（例）工場等の工程管理（食品衛生管理、在庫・物流管理等を含む）

11. 小売（販売管理）（例）販売店舗運営、通信販売運営等

12. サービスの提供　（例）飲食店舗運営、観光等

13. 補助事業の情報収集

14. 他事業者とのネットワーク （例）連携先開拓等

15. 法令 （例）知的財産権等

16. 宗教 （例）ハラル認証

17. 輸出

18. 経営管理・分析　（例）管理会計等

19. 資金調達 （農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む）

20. ６次産業化事業体の設立　（例）会社設立に係る財務、法務、労務、人事等

21. 雇用・人材育成

22. 経営改善戦略等の作成

23. 農業観光

24. 農福連携

25. その他（６次産業化等の推進にあたって特に必要と認める分野）

（２）経験要件

次のいずれかに該当する者であって、一定の成果を上げていること。

　ア　６次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援実績があること。

　イ　農林漁業者等に対する支援実績があること。

　ウ　自ら６次産業化等に取り組んでいること。

（３）コミュニケーション能力要件

事業者への的確な助言や相談対応など、事業者とのコミュニケーションを図るにあたって支障がないこと。

**地域プランナー応募申請書**

|  |
| --- |
| 【記入にあたって】１　原則、全項目について記入するものとし、記入すべき内容がない場合は、「無」を記入してください。２　記入していただいた項目のうち、「◆」印の項目の内容については、北海道６次産業化サポートセンター及び北海道のホームページ等で公開します。３　個人もしくは事業主以外の方が申請する場合は、所属長の承認書を添付してください。 |

（西暦　　　年　　　月　　　日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ◆フリガナ |  | 写真（顔がわかる任意のサイズ） |
| ◆氏　　名 |  |
| ◆性　　別 | 男性　・　女性 |
| ◆所　　属 |  |
| ◆役　　職 |  |
| 誕生年 | 西暦　　　　　年 |
| 所在地 | ◆　　　　　市・町・村 |
| （市町村以下記載） |
|  |
| 郵便番号 | 　　　　　－ |
| ＴＥＬ | 　　　　　－　　　　　－ |
| ＦＡＸ | 　　　　　－　　　　　－ |
| e-mail |  |
| ホームページ | http://www. |
| 主な資格（学位を除く）※資格の保有を証明できる書類（写し可）を添付すること。 |
|  |
|  |
|  |
| 履歴事項（公的機関の委嘱など） |
| （始　期） | （終　期） | （役職等） |
| 　　年　　月 | 年　　月 |  |
| 　　年　　月 | 　　年　　月 |  |
| 　　年　　月 | 　　年　　月 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 最終学歴 |  |
| 経歴 | （1,000文字以内、別紙可） |
| 直近3カ年の活動実績 | （1,000文字以内、別紙可） |
| 専門分野 | （1,000文字以内、別紙可） |

|  |
| --- |
| ◆知見に関する事項 |
| 高度な専門的知見を有している項目に◯印をつけ、その根拠等を記載してください。（複数項目の場合は、それぞれの項目について◯印をつけ、その根拠等を記載してください） |
|  | ◯印 | 項　　　目 |
|  | バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断を行える |
|  | 高度な専門的知見を有する専門分野 |
|  |  |  | 1.　農林水産物の生産技術　（例）栽培方法、収穫方法、栽培品種等 |
|  |  | 2.　農林水産物の加工技術　（例）製造方法、包装方法、設備導入等 |
|  |  | 3.　新商品企画の情報収集・分析（ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ）（例）市場・競合分析、ﾀｰｹﾞｯﾄ設定等 |
|  |  | 4. 新商品企画 （例）商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案 |
|  |  | 5.　新商品の商品設計　（例）原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等 |
|  | 6.　新商品の販路開拓　（例）販売先、商品の提案方法等　 |
|  |  | 7.　広告・宣伝　（例）ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等 |
|  |  | 8.　ブランディング　（例）付加価値を高める工夫等 |
|  |  | 9.　品質管理　（例）商品設計における品質管理等 |
|  |  | 10. 生産管理　（例）工場等の工程管理（食品衛生管理、在庫・物流管理等を含む） |
|  |  | 11. 小売（販売管理）（例）販売店舗運営、通信販売運営等 |
|  | 12. サービスの提供　（例）飲食店舗運営、観光等 |
|  | 13. 補助事業の情報収集 |
|  |  | 14. 他事業者とのネットワーク （例）連携先開拓等 |
|  |  | 15. 法令 （例）知的財産権等 |
|  |  | 16. 宗教 （例）ハラル認証 |
|  |  | 17. 輸出 |
|  |  | 18. 経営管理・分析　（例）管理会計等 |
|  |  | 19. 資金調達 （農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む） |
|  |  | 20. ６次産業化事業体の設立　（例）会社設立に係る財務、法務、労務、人事等 |
|  |  | 21. 雇用・人材育成 |
|  |  | 22. 経営改善戦略等の作成 |
|  | 23. 農業観光 |
|  | 24. 農福連携 |
|  | 25. その他（６次産業化等の推進にあたって特に必要と認める分野） |
| 根拠等（◯をつけた項目ごとに、経歴・経験等を踏まえて記載してください、別紙可） |

|  |
| --- |
| ◆経験に関する事項 |
| 支援等の経験を有する項目に◯印をつけ、その根拠等を記載してください。（複数項目の場合は、それぞれの項目について◯印をつけ、その根拠等を記載してください） |
|  | ○印 | 項　　　目 |
|  | ６次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援実績 |
|  | 農林漁業者等に対する支援実績 |
|  | 自ら６次産業化等に取り組んでいる |
| 根拠等（◯をつけた項目ごとに、支援先や支援内容等を、自ら６次産業化に取り組んでいる場合は事業内容や特徴等を記載してください。別紙可） |

**情報公開に関する同意書**

　公益財団法人北海道農業公社理事長　様

私は、地域プランナー（以下「プランナー」という。）の公募に際して提出した、「地域プランナー応募申請書」に記載した情報に関して、北海道６次産業化サポートセンターが下記のとおり利用することについて同意いたします。

記

１ 利用目的

　　登録されたプランナーをリスト化し、北海道６次産業化サポートセンターのホームページで公開することで、支援対象者に地域プランナーの専門性等を確認できるようにするため。

２ 公開される情報

（１）氏名

（２）所属先及び役職

（３）専門分野

（４）資格等

年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**秘密保持に関する誓約書**

　公益財団法人北海道農業公社理事長　様

私は、北海道６次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）における地域プランナー（以下「プランナー」という。）として登録されるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

第１条（秘密保持の誓約）

サポートセンターに関する規則等を遵守し、次に示すプランナー活動で得られた技術上または営業上の情報（以下「秘密情報」という。）について、サポートセンターの許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩若しくは使用しないことを約束します。

（１）農業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの。

（２）農業者等の財務、人事等に関する情報

（３）農業者等と他社との業務提携に関する情報

（４）サポートセンター運営に関する財務、人事等に関する情報

（５）その他、サポートセンターが特に秘密保持対象として指定した情報

第２条（秘密の報告及び帰属）

秘密情報について、その創出または得喪に関わった場合は直ちにサポートセンターに報告します。

２　秘密情報について、私がその秘密の形成、創出に関わった場合であっても、サポートセンターの業務上作成したものであることを確認し、当該秘密の帰属がサポートセンターにあることを確認します。

また、当該秘密情報について私に帰属する一切の権利をサポートセンターに譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張をしません。

第３条（離任後の秘密保持）

秘密情報について、プランナー離任後においても開示、漏洩若しくは使用しないことを約束します。

第４条（損害賠償）

前各条項に違反して、サポートセンター並びに農業者等の秘密情報を開示、漏洩若しくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これによりサポートセンターが被った一切の損害を賠償することを約束します。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

承　　認　　書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人北海道農業公社　　様

所在地

機関名

代表者/所属長職

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度地域プランナーの公募に関し、下記の者が申請することを承認します。

記

　　　　職　　名

　　　　　　氏　　名

　　　　以上